

地方独立行政法人山口県立病院機構の
令和5年度における業務の実績に関する
評価の結果

令和6年8月15日

山 口 県

地方独立行政法人山口県立病院機構の令和5年度における 業務の実績に関する評価の結果

1 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項

2 評価の対象

令和5年度における法人の中期計画（計画期間：令和5年度～令和8年度）の進捗状況

3 評価の目的

法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する。

4 評価者

山口県知事

5 評価にあたっての意見聴取

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（委員構成は次表のとおり）

※地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例第2条第2号

委員会所掌事務「法第28条第1項の評価（中略）に関し、知事に意見を述べること。」

氏 名	役 職 等
中 田 範 夫	山口大学経済学部特命教授【委員長】
加 藤 智 栄	山口県医師会会長
丹 佳 子	山口県立大学副学長
松 岡 静 枝	山口県地域消費者団体連絡協議会副会長
渡 辺 真 弓	公認会計士

（委員長以外は50音順）

6 評価を実施した時期

令和6年6月28日から令和6年8月15日まで

7 評価方法の概要

(1) 評価の実施に関する定め

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務の実績に関する評価の実施要領

(2) 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

(3) 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

①個別項目別評価			②大項目別評価			③全体評価（総合的な評定）		
小（細）項目ごとの年度計画の達成状況を5段階評価〔58項目〕			大項目ごとの中期計画の進捗状況を5段階評価〔4項目〕			中期計画全体の進捗状況を5段階評価		
評点	評 語	判断の目安	符号	評 語	判断の目安	符号	評 語	判断の目安
5	年度計画を十二分に達成	達成度120%以上	s	中期計画の進捗は優れて順調	①の評点の単純平均値4.3以上	S	中期計画の進捗は優れて順調	②の評点の加重平均値4.3以上
4	年度計画を十分達成	100%以上120%未満	a	中期計画の進捗は順調	3.5以上4.2以下	A	中期計画の進捗は順調	3.5以上4.2以下
3	【標準】 年度計画を概ね達成	90%以上100%未満	b	【標準】 中期計画の進捗は概ね順調	2.7以上3.4以下	B	【標準】 中期計画の進捗は概ね順調	2.7以上3.4以下
2	年度計画はやや未達成	70%以上90%未満	c	中期計画の進捗はやや遅れている	1.9以上2.6以下	C	中期計画の進捗はやや遅れている	1.9以上2.6以下
1	年度計画は未達成	70%未満	d	中期計画の進捗は遅れている	1.8以下	D	中期計画の進捗は遅れている	1.8以下

注：評点の付け方について

個別項目別評価において、ほぼ計画どおり達成した場合を「標準」とし3点を付す。4点以上は、達成度が計画以上である場合に付すことが基本である。例えば、取組の結果、所期の成果を得た場合は3点を付し、所期の目的を上回る成果を得たと認められる場合に4点以上を付すこととなる。

(4) 評価実施の経過

- 6月28日 法人から業務実績報告書の提出
- 7月22日 第45回評価委員会開催（法人自己評価に係るヒアリング）
- 7月31日 評価委員会に対し諮問
- 8月9日 第46回評価委員会開催（評価書素案審議）
- 8月13日 評価委員会から答申
- 8月15日 評価書の確定

8 評価の結果

(1) 総合的な評定

中期計画の進捗は概ね順調（B評価）

【理 由】

法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、自己評価は定められた方法に従って行われており、すべての評価項目において自己評価と異なる評定をすべき事項もなかったことから、総合

的な評価は、法人の自己評価どおりとすることが妥当であると判断した。

○法人の自己評価：中期計画の進捗は概ね順調（B評価）

○評価概要

※法人の自己評価どおりである。

大項目区分	評価対象 個別項目数	評点別項目数					評 点 平均値	大項目区分 ごとの評価
		5点	4点	3点	2点	1点		
県民サービス	47	6	27	14	0	0	3.8	a（順調に進捗）
業務運営	7	0	4	3	0	0	3.6	a（順調に進捗）
財務内容	1	0	0	0	1	0	2.0	c（やや遅れ）
その他	3	2	0	1	0	0	4.3	s（優れて順調）
全 体	58	8	31	18	1	0	3.4	B（概ね順調）

(2) 概 況

ア 全体的な状況

県立病院は、県民の健康の保持増進を図る上で、本県の医療提供体制における中核的な施設としての役割を担っている。

総合医療センターは、昭和24年の開設以来、総合的で高水準な診療基盤を有する基幹病院として、こころの医療センターにおいては、昭和28年の開設以来、精神科医療における基幹病院として、高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供しており、平成23年の地方独立行政法人化を経て、現在に至っている。

法人化後の病院においては、急速な少子高齢化の進展、医療技術の高度化など医療を取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたって安定的かつ効率的に良質な医療を提供していけるよう、中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて、医療の質の向上や業務運営の改善等に取り組んでいる。

法人化後13年目となる令和5年度は、4年間の第4期中期目標期間の初年度に当たるが、県民へのより質の高い医療の提供や地域の医療機関との連携体制の強化など、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に取り組んでいることがうかがえる。

まず、県民サービスについては、総合医療センターにおいて、高度急性期病院としての診療内容の充実に取り組み、低侵襲の人工関節置換術など、より安全で質の高い医療を提供するとともに、将来にわたり本県において高度急性期・専門医療の中核的な役割を果たせるよう、全面的な建替を基本とした機能強化に取り組んでおり、また、こころの医療センターにおいては、精神科救急体制の高度化・効率化や災害拠点精神科病院の役割が担えるよう必要な機能及びDPATの充実を図るとともに、児童相談所等の関係機関を継続して支援するなど地域医療の向上にも取り組んでいる。

このほか、総合医療センターにおける臓器・疾患別センターを活用した高度・

専門医療の提供、こころの医療センターにおける認知症、高次脳機能障害への医療連携の構築、さらには、関係機関と連携した高度専門医療人材の確保や各種研修会への積極的な参加による専門性の向上など、業務の質の向上を図っている。

また、新型コロナウイルス感染症の対応においては、総合医療センターでは、他院では受け入れが困難な重症患者や妊婦等を含む多数の患者を受け入れ、こころの医療センターでは、他院では受け入れが困難な精神症状の重い新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ、適切な医療を提供するなど、本県の感染症医療の中核的な施設としての役割を果たしており、県民サービスについては、中期計画の進捗は順調である。

業務運営については、内部監査規程に基づき、両病院を対象に内部監査を実施し、内部統制の推進を図るとともに、両病院が連携して医薬品の共同管理を行うなど、効率的・効果的な業務運営に取り組んでおり、中期計画の進捗は順調である。

財務内容については、コロナ患者を感染症病棟から一般病棟で受け入れる運用に変更したことで、感染対策上稼働が制限される病床が発生し、病床利用率が低下したことなどから、病院機構全体の経常費用に対する経常収益の割合が、年度計画の100%以上を下回り、年度計画はやや未達成となっており、中期計画の進捗はやや遅れている。

その他については、医師等の医療従事者の働き方改革の実現に向けた取り組みなど、働きやすい職場づくりを進めており、中期計画の進捗は優れて順調である。

以上のことから、法人の中期計画は全体として概ね順調に進捗しているものと評価できるが、進捗が遅れている財務内容の項目については、所要の取組を進めることを期待する。

イ 大項目ごとの状況

全体的な状況に掲げた事項に関連し、特記すべき長所や問題点を以下に列举する。（白抜数字は評点）

(ア) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

医療の提供

（県立病院として対応すべき医療の充実）

○総合医療センター

「県民の健康と生命を守るために満足度の高い医療を提供する。」の基本理念のもと、以下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

- ① 多くの専門診療科を有する県の基幹病院として、新たな治療への取組を積極的に進め、高度専門医療を充実させるとともに、地域の医療機関との連携を強化し、県民により質の高い医療を継続的に提供している。

また、県立病院として、救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療、感染症医療など、他の医療機関では対応困難な医療や不採算医療などに対し、

積極的に取り組んでいる。■4

- ② がん医療については、地域がん診療連携拠点病院として、山口県初となる半導体PET-CTを活用し、がん患者の病態・病状に応じた高度・専門的な医療を引き続き提供するとともに、がんゲノム医療連携病院として、希少がんの患者等への遺伝子パネル検査を実施している。■5
- ③ 最先端のロボット手術支援機器等を活用し、がんの進行度に合わせて、低侵襲かつより安全な手術、治療を実施している。■4
- ④ 脳卒中などの脳血管疾患に対する医療については、脳卒中センターにおいて、内科、外科、病理診断科等が合同で病理カンファレンスを実施し、適切な診断と治療を実施するとともに、脳卒中地域連携パスの適用範囲を引き続き拡大するなど地域連携体制の強化にも積極的に取り組んでいる。

また、てんかん支援拠点病院として、高密度脳波計等による高度な治療を提供するとともに、山口県てんかん治療医療連携協議会を開催するなど、関係機関と連携した支援体制の構築に取り組んでいる。■4
- ⑤ 急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、大動脈瘤などに対する医療については、心血管カテーテル治療室において、より専門的な医療提供に取り組んでいる。

なお、年度計画の指標である経食道心エコー件数については、感染拡大防止の観点や患者の負担が少ない機器での検査に移行していること、心臓外科手術件数については、循環器内科における心臓カテーテル手術で対応できる領域が広がっていること等により実績が伸びず、評点が低くなっている。■3
- ⑥ 糖尿病に対する医療については、かかりつけ医では対応できない重症透析患者に対し、人工透析を積極的に行ったほか、糖尿病教育入院を実施し、重症化の予防に取り組んでいる。■4
- ⑦ 人工関節治療については、全国でも極めて例が少ないロボット2台による低侵襲手術などを実施するとともに、人工関節置換術件数が西日本でトップクラスとなるなど、高度で低侵襲な治療を実施している。■5
- ⑧ リハビリテーションについては、理学療法士や言語聴覚士を増員し365日リハビリを提供するとともに、後方支援病院と連携した連続的リハビリテーションを実施している。■5
- ⑨ 救急医療については、ドクターヘリや救急車による搬送患者を受け入れるなど、24時間365日体制で重症・重篤な患者に対し高度な救急医療を提供する救命救急センターとしての役割を着実に果たしている。■3
- ⑩ 災害医療については、中国地区DMAT連絡協議会実動訓練に参加し、関係機関との連携を強化するとともに、能登半島地震の被災地にDMATを派遣し、災害医療活動を行っている。■4
- ⑪ へき地医療については、無医地区への巡回診療にあたり、オンライン診療できる体制を整備したほか、要請に応じて代診医をへき地診療所6施設に派遣するなど、へき地医療拠点病院としての機能を発揮するとともに、へき地医療機関の若手医師に対し5G遠隔医療サポートシステムを活用し、実際の患者の通常診療において遠隔指導を行うなど、総合医の養成に努めている。

- ⑫ 周産期医療については、他の医療機関等から紹介された切迫早産や妊娠高血圧症などの産科合併症をもった妊婦を24時間365日体制で受け入れるなど、総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊婦や重篤な新生児に対する高度で専門的な医療を提供している。 3
- ⑬ 小児医療については、NICU入院児支援コーディネーター等が地域の保健・医療・福祉関係機関と連携し、施設や在宅への移行支援に取り組むとともに、地域の中核的な小児医療機関として、一次医療機関からの精査・加療が必要な患者や救急搬送患者を受け入れている。 3
- ⑭ 感染症医療については、感染症指定医療機関として、他院では受け入れが困難な重症患者や妊婦等を含む多数の新型コロナウイルス感染症患者に対し、適切な医療を提供している。 5

〇こころの医療センター

「県民の心の健康を支える質の高い医療を提供する。」の基本理念のもと、以下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

- ① 県の医療計画に基づき、精神科救急体制の高度化・効率化を推進し、専門医療や司法精神医療の充実に図るとともに、地域社会や他の医療機関と連携し、多職種チーム医療、重症患者への先進医療等質の高い医療提供を推進している。

また、他院では受け入れが困難な精神症状の重い新型コロナウイルス感染症患者に適切な医療を提供している。 4

- ② 精神科救急・急性期医療については、24時間365日体制で精神科医療に関する相談や輪番病院との連絡調整等に的確に対応し、輪番病院で受入困難な措置・緊急措置入院患者の受け入れを適切に行うとともに、輪番病院に加わり入院患者を受け入れるなど、精神科救急医療システムにおいて中核的な役割を果たしている。 4
- ③ 児童・思春期精神科医療については、児童相談所等の関係機関に医師等を派遣して継続的に支援するなど治療体制の充実に図るとともに、専門外来の診療体制の強化に向けて、若手医師の人材育成等に取り組んでいる。 3
- ④ 認知症については、急性期治療や専門医療相談を実施するとともに、関係機関及び他の認知症疾患医療センターとの連携強化を図るための連絡協議会を開催している。

また、高次脳機能障害については、関係機関と連携し、専門医療相談を実施するとともに、山口障害者職業センターと連携し、同センターカウンセラーによる講義を実施するなど、患者の社会復帰に向け着実に取り組んでいる。

- ⑤ 災害精神医療については、災害時に災害拠点精神科病院の機能を担えるよう、DPAT災害訓練に参加するなど、当該病院の役割を担うため必要となる機能の充実に取り組んでいる。

また、能登半島地震の被災地にD P A Tを派遣し、災害医療活動を行っている。**4**

- ⑥ 司法精神医療体制については、心神喪失者等医療観察法における指定入院・通院医療機関として、同法の対象者に適切で継続的な医療を提供するとともに、病状の改善・安定化と社会復帰の促進に着実に取り組んでいる。**3**

(地域医療への支援)

- ① 総合医療センターの患者支援連携センターにおいて、防府市圏域の10病院と病病連携会議を開催するなど、地域の医療機関との連携体制の強化に努めるとともに、戦略的に地域の医療機関を訪問し、高度急性期医療・専門医療の提供が必要な患者を積極的に紹介するよう依頼している。**4**
- ② 高度医療機器の共同利用を行うとともに、地域医療支援病院として院内で行う症例検討会を地域の医療従事者に開放し、他の医療機関等からの診療応援要請等に対応するなど、県内医療機関への支援に取り組んでいる。**4**

(医療従事者の確保、専門性の向上)

- ① 優れた人材を確保するため、実習の受入や学生に対する採用情報の発信について、大学などの教育・養成機関等との連携を図るほか、山口県立大学、山口県看護協会、山口大学医学部附属病院と連携協定を締結し、本県の医療提供体制の更なる充実に向けて取り組んでいる。

また、看護職員等の採用において採用試験の随時実施に加え、修学資金返還支援給付金制度の活用など適時適切な採用を進め、医療従事者の確保に努めるとともに、専門医研修プログラムについては、総合診療科、産婦人科、麻酔科、救急科の4領域を連携施設と協力して専門医研修を行うなど、医師の確保や専門性の向上に努めている。

また、人材育成・採用担当の専任職員を配置するなど教育指導の充実を図り、新人看護師の離職防止に着実に取り組んでいる。**5**

- ② 教育研修計画に基づき計画的に研修を行い、質の高い医療従事者の育成に努めるとともに、専門又は認定資格の取得や学会活動の支援など医療技術の向上に資する取組を進め、高い専門性を有する人材の育成に努めている。**4**

(医療に関する安全性の確保)

- ① 組織的対策を必要とするヒヤリハット事例の分析・評価を実施するとともに、ヒヤリハットを未然に防いだ事例をG o o d J o b報告として集約するなど、医療事故の防止対策に取り組んでいる。

また、総合医療センターにおいて、医療過誤案件の発生を受け、医療安全研修会の開催や医療安全管理マニュアルの周知を行うなど、再発防止策を徹底している。**4**

- ② 医薬品及び医療機器の安全管理については、医薬品の安全性等に関する情報を発行するほか、総合医療センターの全病棟に病棟薬剤師を配置して服薬指導体制を充実させている。**4**
- ③ 院内感染の防止対策については、院内感染対策委員会を中心に多職種による院内感染の監視、指導・教育などを充実し、県内の急性期病院と相互評価

を実施するとともに、近隣の医療機関との地域連携カンファレンスを実施するなど、他の医療機関と連携した感染防止対策に取り組んでいる。 4

(患者サービスの向上)

- ① 総合医療センターの患者支援連携センターにおいて、全診療科の予約又は緊急入院患者に対する支援を行うとともに、多職種連携による患者サポートを行うなど、患者の視点に立った院内サービスの向上に取り組んでいる。 4
- ② 患者支援連携センターにおいて、相談員を増員したほか、てんかん診療支援コーディネーターを配置するなど、患者及び家族への相談支援体制の充実に取り組んでいる。 4

(施設設備の整備)

総合医療センターにおいて、手術支援ロボットダビンチを整備するなど、必要な施設設備の整備に取り組んでいる。 4

医療に関する調査及び研究

臨床研究の実施については、治験及び医薬品等の製造販売後調査等を積極的に受託するなど、診断方法や治療方法の改善に向けて取り組んでいる。 4

医療従事者等の研修

臨床研修医の受入れについては、県外の説明会に参加するなど積極的な募集活動を実施するとともに、連携協定を締結した山陽小野田市立山口東京理科大学に対して、病院への見学者や連携研修の受け入れ等を積極的に行い、薬学の人材育成に取り組んでいる。 4

(イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

内部統制の推進

内部監査規程やリスク管理規程に基づき、両病院を対象に内部監査を実施するなど、内部統制の充実・強化を図っている。 4

効率的・効果的な業務運営

- ① 業務体制の強化や医師の働き方改革に向けたタスクシフト・タスクシェアの推進のため、診療放射線技師及び臨床工学技士を増員するなど、医療需要や業務環境を踏まえ、適切な人員配置を行っている。 4
- ② 材料費（医薬品、診療材料）について、適正価格の把握、削減計画の策定・実行のため、外部コンサルタントを活用し、値引率の向上に努め、実績を上げている。 4

収入の確保、費用の節減・適正化

- ① 総合医療センターにおいて、病床管理責任者を設置し、病棟を跨ぐ、きめ

細やかなベットコントロールにより、病床を効率的に運用している。

また、外部委託により、平成 28 年度から約 23,260 千円の未収金を回収している。■ 3

- ② 診療材料や医薬品の適正な在庫管理を行うとともに、診療材料の価格データを情報収集して適正価格で購入できるように努め、後発医薬品の採用を進めるなど、費用の節減に向けて取り組み、実績を上げている。■ 4

(ウ) 財務内容の改善に関する事項

令和 5 年度収支は、コロナ患者を感染症病棟から一般病棟で受け入れる運用に変更したことで、感染対策上稼働が制限される病床が発生し、病床利用率が低下したことなどから、経常費用（営業費用及び営業外費用）に対する経常収益（営業収益及び営業外収益）の割合は、年度計画の 100%以上を下回る 99.1% となり、年度計画はやや未達成となっていることから、第 4 期中期目標の達成に向けて改善されることを期待する。■ 2

(エ) その他業務運営に関する重要事項

人材の確保と育成に関する事項

総合医療センターにおいて、職種別人材の需給状況や医療機関の採用状況などの情報収集に努め、採用試験のあり方について検証を行った上で、採用試験の随時実施に加え、修学資金返還支援給付金制度の活用など適時適切な採用を進め、採用活動の改善に取り組んでいる。

また、医師等の意欲の向上等のため、インセンティブ制度を運用し、医療の質や病院業績の向上に向けて取り組んでいる。■ 5

働きやすい職場づくりに関する事項

職員満足度アンケート調査の結果を踏まえ、夜間勤務帯の人員確保など適切な就労環境の整備に努めるとともに、夜間看護業務従事者子育て応援給付金制度を運用し、夜間協力給付金を支給するなど、就学前の子供を抱える夜間勤務者の負担軽減策を講じている。

また、時間外勤務の状況を把握し、時間外が多い職員については、面談の実施や業務配分の見直し等を行うなど、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。

その他、全職員を対象とした勤怠管理システムを導入し、本格運用を開始するなど、医師をはじめとする医療従事者の働き方改革の実現に向けた体制の整備に取り組んでいる。■ 5

県立総合医療センターの機能強化に関する事項

総合医療センターが将来にわたって本県の高度専門医療や感染症医療の拠点として中核的な役割を一層果たしていけるよう、「県立総合医療センター機能強化基本構想」の策定にあたり、検討委員会に参画するとともに、専門的な見地から基礎資料作成や検証等により支援を行ったほか、基本計画の策定に必要

な調査等を実施している。 3

(3) 従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況
なし

(4) 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項
なし

9 法人に対する措置命令
なし

10 項目別評価結果総括表
(別表のとおり)

別表 項目別評価結果総括表

区 分		評価対象 個別項目 数	個別項目別評価の評点の内訳（個数）						個別項目 別評価の 評点の平 均値	大項目別 評価	大項目の ウェイト	個別項目 別評価の 評点の平 均値（ウ ェイト反 映後）	全体 評価
（大項目）			5点	4点	3点	2点	1点	計					
（中項目） （小項目）			①	②	③	④	⑤	⑥					
第 1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		47	6	27	14	0	0	47	3.80	a	0.50	1.90	
1 医療の提供		43	6	24	13	0	0	43	3.84				
(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実		26	5	11	10			26	3.81				
(2) 地域医療への支援		3		2	1			3	3.67				
(3) 医療従事者の確保、専門性の向上		2	1	1				2	4.50				
(4) 医療に関する安全性の確保		3		3				3	4.00				
(5) 患者サービスの向上		8		6	2			8	3.75				
(6) 施設設備の整備		1		1				1	4.00				
2 医療に関する調査及び研究		1		1				1	4.00				
3 医療従事者等の研修		3		2	1			3	3.67				
第 2 業務運営の改善及び効率化		7	0	4	3	0	0	7	3.60	a	0.20	0.70	
1 適切な法人運営を行うための体制の強化		1		1				1	4.00				
2 効率的・効果的な業務運営		4		2	2			4	3.50				
3 収入の確保、費用の節減・適正化		2		1	1			2	3.50				
第 3 財務内容の改善（予算、収支計画及び資金計画）		1				1		1	2.00	c	0.20	0.40	
第 4 その他業務運営に関する重要事項		3	2	0	1	0	0	3	4.30	s	0.10	0.40	
1 人材の確保と育成に関する計画		1	1					1	5.00				
2 働きやすい職場づくりに関する計画		1	1					1	5.00				
3 総合医療センターの機能強化に関する計画		1			1			1	3.00				
全 体		58	8	31	18	1	0	58			1.00	3.40	B

※ S評価 (4.3～) A評価 (3.5～4.2) B評価 (2.7～3.4) C評価 (1.9～2.6)